

ふるは〜とL

全期前納

低解約返戻金型無配当終身保険

■主な特徴

特徴

1

✓ 保険料をご契約時にまとめてお支払いいただくことができます。

特徴

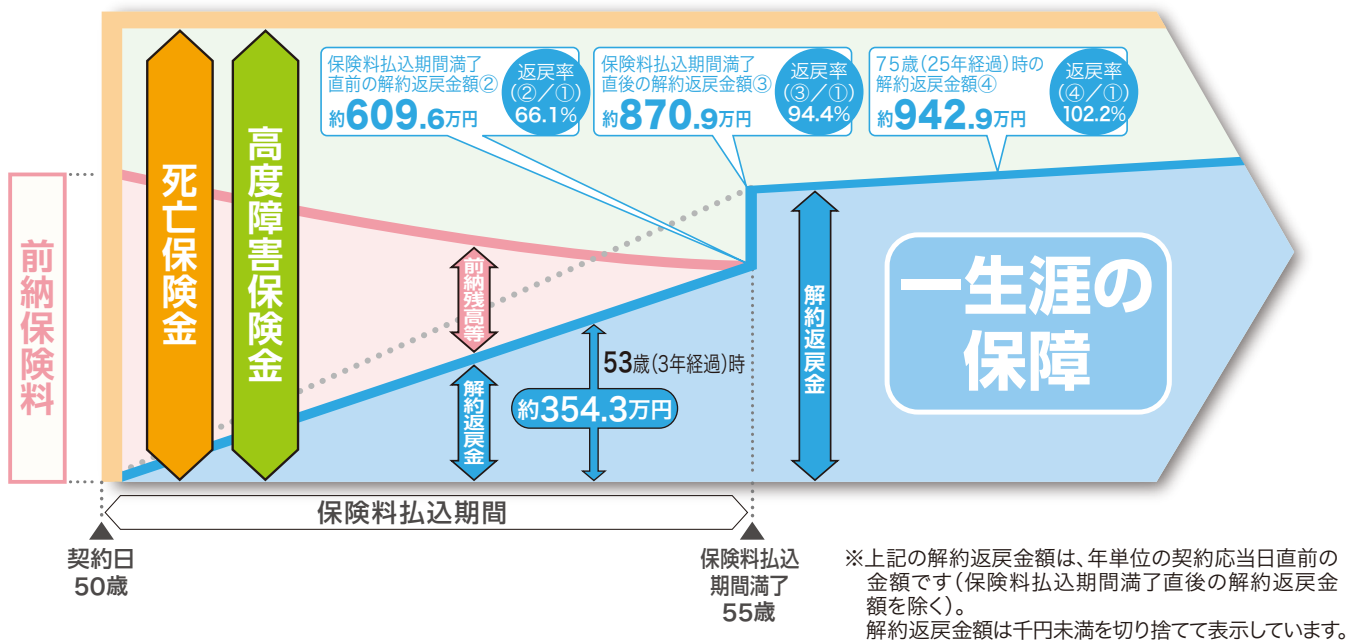
2

✓ 保険料払込期間満了後、終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金をお受け取りいただき、ご自身で使うこともできます。

⚠ ・高度障害保険金をお支払いした場合、死亡保険金は重複してお支払いいたしません。
 ・その他留意事項については、裏面をご確認ください。

しくみ図(イメージ)

ご契約例 低解約返戻金型無配当終身保険 (2018年8月現在)
 契約年齢 50歳(男性) 保険金額 1,000万円
 保険期間 終身 前納保険料(初回を含む)① 9,220,591円
 保険料払込期間(前納期間) 5年(全期前納)



■主なお取り扱い

契約年齢範囲 ^(※1) _(※2)	15歳～75歳	最低保険金額	契約年齢 ^(※2)	15歳～49歳	50歳～59歳	60歳～75歳	
保険期間	終身		最低保険金額	300万円	200万円	100万円	
保険料払込期間 ^(※2) _(※3)	15歳～24歳:30歳になるまでの期間 25歳～75歳:5年	最高保険金額 ^(※5)	【告知書扱】				
取扱単位	保険金建て:万円単位・保険料建て:千円単位		契約年齢 ^(※2)	15歳～39歳	40歳～75歳		
保険料払込方法	全期前納 ^(※4)		最高保険金額	1,500万円	1,200万円		
			【上記以外】				
			契約年齢 ^(※2)	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～65歳	66歳～75歳
			最高保険金額	5,000万円	2億円	3億円	1億円

(※1)契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。(※2)経済情勢等によっては、お取り扱いできない年齢、保険料払込期間があります。(※3)その他の保険料払込期間については、みずほ銀行にご確認ください。(※4)全期前納とは保険料払込期間満了時までの年1回払保険料を全期間分お支払いいただく方法です。(※5)同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。

⚠ この資料は、保険商品の概要を説明した「商品概要書」です。ご検討にあたっては、「契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご提案内容説明書(設計書)」を必ずご確認ください。詳細はみずほ銀行までお気軽にご相談ください。

商品の概要

保障内容	●保障内容は以下のとおりです。								
	<table><tr><td>死亡保険金</td><td>被保険者が死亡された場合は死亡保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。</td></tr><tr><td>高度障害保険金</td><td>被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により住友生命所定の高度障害状態（両眼の視力をまったく永久に失う等）になられた場合は高度障害保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。</td></tr><tr><td>保険料払込免除</td><td>被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故から180日以内に住友生命所定の障害状態（1 上肢を手関節以上で失う等）になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。</td></tr></table>	死亡保険金	被保険者が死亡された場合は死亡保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。	高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により住友生命所定の高度障害状態（両眼の視力をまったく永久に失う等）になられた場合は高度障害保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。	保険料払込免除	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故から180日以内に住友生命所定の障害状態（1 上肢を手関節以上で失う等）になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。		
	死亡保険金	被保険者が死亡された場合は死亡保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。							
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により住友生命所定の高度障害状態（両眼の視力をまったく永久に失う等）になられた場合は高度障害保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。								
保険料払込免除	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故から180日以内に住友生命所定の障害状態（1 上肢を手関節以上で失う等）になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。								
●死亡保険金等のお支払いについて、受取人の故意によるものや、責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。									
付加できる主な特約	<table><tr><td>年金支払特約Ⅰ型</td><td>死亡保険金・高度障害保険金の全部または一部を一時金にかえて年金としてお受け取りいただけます。</td></tr><tr><td>リビング・ニーズ特約</td><td>被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されたときに、死亡保険金を前払請求することができます。</td></tr><tr><td>指定代理請求特約</td><td>被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない住友生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。</td></tr><tr><td>年金支払移行特約</td><td>将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただけます。</td></tr></table>	年金支払特約Ⅰ型	死亡保険金・高度障害保険金の全部または一部を一時金にかえて年金としてお受け取りいただけます。	リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されたときに、死亡保険金を前払請求することができます。	指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない住友生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。	年金支払移行特約	将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただけます。
	年金支払特約Ⅰ型	死亡保険金・高度障害保険金の全部または一部を一時金にかえて年金としてお受け取りいただけます。							
	リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されたときに、死亡保険金を前払請求することができます。							
	指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない住友生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。							
年金支払移行特約	将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただけます。								
解約返戻金	●この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%として います。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。 ●保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取り扱いはいたしません。 ●保険料払込期間中に解約されると、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。 ●ご契約によっては、保険料払込期間の途中で払込保険料累計額が死亡保険金額等を上回る場合があります。								

ご留意事項

- 本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金、投資信託、金融債とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません（預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません）。また、ご契約後一定期間は解約返戻金額が既払込保険料を下回ります。
- 生命保険は預貯金等とは異なり、お申込みいただいた保険料の一部が給付金・保険金・年金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。これらの費用は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数などによって異なるため一律の算出方法を記載することができません。
- ご職業などについても告知していただきますので、健康状態に関する5つの告知項目にあてはまらない場合でも、ご契約いただけないことがあります。

⚠️ この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。

[募集代理店]

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店頭またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間:月曜日～金曜日/9:00～17:00

(12月31日～1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません)

[引受保険会社]

 住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35

電話(06)6937-1435(大代表)

東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24

電話(03)5550-1100(大代表)

〈ホームページ〉 <http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 